**おおさか優良緑化賞の選考基準について**

**1　選考の考え方**

市町村を通じて応募のあった施設について、大阪府環境審議会 環境・みどり活動促進部会運営要領第２及び「おおさか優良緑化賞」実施要綱の規定により、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会において選考を行い、その結果に基づき大阪府が受賞者を決定するものとする。

**2　選考基準**

知事賞、奨励賞　　【緑量】【公益性】【配置・デザイン性】【緑化技術】【維持管理】　 5 項目

生物多様性賞　　　【生物多様性】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 １項目

**3　選考方法**

（１）本賞の選考に当たっては、事務局からの緑化概要の説明及び部会委員からの質疑等を実施し、その内容を踏まえて行う。

（２）選考については、上記基準に基づき、応募のあった建築物を次の項目ごとに配点を行う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 選考項目 | 評価の基準 | 配点 |
| ①緑量 | ・義務緑化面積の概ね２割以上の緑化がなされているか。・多層植栽や壁面緑化を導入するなど視覚的な緑量（ボリュームのある緑）が確保されているか。 | 20 |
| ②公益性 | ・建築物とのバランス・調和がとれているか・周辺の景観形成への寄与、周辺環境との調和・周辺から見える緑となっているか、府民が立ち入ることができるなど緑地の利用に配慮されているか。 | 20 |
| ③配置・デザイン性 | ・緑化空間のデザイン性が優れているか。・スペースの有効利用等配置に工夫がされているか。 | 20 |
| ④緑化技術 | ・先進的な技術を取り入れているか、技術面での工夫はあるか。多種の導入や構成バランス等グレードの高い緑化か。 | 20 |
| ⑤維持管理 | ・潅水・排水設備等が適切に配置されているか。・メンテナンス・維持管理体制が整っているか。 | 20 |
| 評価点合計 | ①＋②＋③＋④＋⑤ | 100 |
|  |
| 選考項目 | 評価の基準 | 配点 |
| ⑥生物多様性 | ・生物多様性に配慮した緑化となっているか。・上記以外で評価に値する事項があれば考慮。 | 100 |
| 評価点合計 | 　　　　 | 100 |

（３）各委員の評価点の合計点数（上記①～⑤の評価点合計）により順位付けを行う。

（４）評価点及び順位を踏まえ、奨励賞以上とするものを選考し、その中から大阪府知事賞を選考する。

　　※奨励賞以上とする評価点は、応募数や各委員の評価点を踏まえ、部会での議論により定める。

（５）上記受賞施設について、生物多様性⑥の評価点により順位付けを行った上で、生物多様性賞を選考する。